

## 第6期大樹町総合計画の策定に係る基本方針について

### 【基本的な考え方】

総合計画は、大樹町が目指す将来像の実現に向けて進むべき方向性を示す町の最上位計画です。

住民が将来にわたって住み続けたいと思う魅力ある“まち”を築いていくためには、住民と行政の信頼と連携を深め、目指すべきまちづくりに向かって取り組んでいく必要があることから、10年後の大樹町のあるべき姿を住民とともに考え、協働によるまちづくりを進めるための指針として新たな総合計画の策定を行うものです。

### 【総合計画の枠組み】

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。

基本構想、基本計画の期間は、第1期から第5期までの計画と同様に10年間とし、実施計画については、前後期各5年に分け、毎年ローリングすることにより進行管理と点検を行います。

審議会においては、基本構想及び基本計画についてご審議いただき、実施計画については、これに基づき具体的な事業計画を定め、予算審議等を通して広くお知らせしていきます。

### 【策定体制】

総合計画の基本構想及び基本計画の策定にあたり、審議会に部会を設置します。

また、審議に必要な調査や実務を処理するため、行政により組織する策定委員会を設置し、審議会と同様に部会を設置します。

### 【スケジュール】

今後、基本構想・基本計画の素案を策定委員会において作成し、分野別に審議会の各部会にお示しし、ご審議いただきます。

また、前期実施計画（R6～R10の5年間）における各種施策の予算措置や住民への説明機会を十分に確保するため、町議会への提案は令和5年12月を予定しています。

- ・ 基本構想、基本計画素案の提示 令和5年5月～6月頃
- ・ 町議会への中間説明 令和5年10月頃を予定
- ・ 審議会答申 令和5年11月頃を予定